

清流

平成29年8月1日発行

平成 29 年度



みどり
水土里ネット
安曇川沿岸

(安曇川沿岸土地改良区)

第29号



饗庭井取水口【明治38年3月竣工】

目次

- | | |
|---|---|
| ◆理事長あいさつ、総代会について……………2 | ◆こんなときは、届出が必要です
(組合員の移動・農地転用・口座振替の手続について)
転作による減額について……………6 |
| ◆平成27年度決算、平成29年度予算について
平成29年度連絡調整員の紹介について……………3 | ◆決済金について
青地農地の転用について……………7 |
| ◆平成28年度事業完了地区について
水管理について……………4 | ◆改良区からのお知らせ……………8 |
| ◆平成29年度実施予定事業について
かんがい用水路整備事業の補助金交付について
平成29年度県営かんがい排水事業等について……………5 | |

ごあいさつ

理事長 川島 平

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

日本の農業はご存じのとおり、国民の生活を支える食糧の安定供給のほか、国土や自然環境の保全など多面的な機能を担っています。

しかし、最近の農業を取り巻く情勢は、政府の規制改革推進会議等の経済活動を優先した農業改革により、一段と厳しい先の見えない情勢が続いていくことが懸念されます。

このような中で、今後とも適切な改良区運営を継続し、安定的に灌漑用水の供給を行うため、老朽化した水路等の施設の改修を計画的に進めさせていただいております。

右岸では、長尾と田中地先で引き続いて水路の改修を進め、本年度で完成の見込みです。左岸では、上古賀地先で管渠の改修を行うと共に、下古賀地先では懸案の水路橋の改修に取り掛かってまいります。また、田中井幹線水路の末端である三尾里地先での渇水対策として、補給用の深井戸ポンプの設置を県の補助を受けて実施します。各々地元関係者の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

灌漑用水の供給につきましては、田植え時期は比較的安定しておりましたが、5月の晴天続きで安曇川の水量は日毎に少なくなり、5月下旬には交互送水により対応させて頂いております。今後とも異常気象や安曇川の河床低下、また農作業の集中化により用水不足が続くものと思われまます。組合員皆様の節度ある取水にご協力頂きますようお願いいたします。

課題は山積みしておりますが、当改良区の適切な運営並びに施設の効果的な維持管理に役職員一同取り組んで参りますので、組合員各位のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第67回通常総代会を開催

平成29年3月11日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の12議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 議案第1号 平成28年度一般会計収支補正予算第2号について
- 議案第2号 平成28年度地区除外決済金特別会計収支補正予算第1号について
- 議案第3号 平成29年度安曇川沿岸土地改良区事業計画について
- 議案第4号 地区除外決済金算定基準の変更について
- 議案第5号 平成29年度役員報酬について
- 議案第6号 平成29年度組合費の賦課徴収方法について
- 議案第7号 歳計現金の預入先について
- 議案第8号 一時借入金について
- 議案第9号 長期借入金について
- 議案第10号 平成29年度一般会計収支予算について
- 議案第11号 平成29年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 議案第12号 平成29年度退職給与積立金特別会計収支予算について



平成 27 年度 一般会計収支決算の報告

平成 28 年 10 月 22 日（土）
第 85 回臨時総代会が開催され、可決されました。

収 入	決 算 額
1. 組 合 費	50,360,710 円
2. 借 入 金	6,800,000 円
3. 補 助 金	165,418,986 円
4. 交 付 金	3,600,000 円
5. 雑 収 入	1,166,332 円
6. 財 産 収 入	0 円
7. 繰 入 金	35,923,022 円
8. 繰 越 金	4,038,710 円
合 計	267,307,760 円

支 出	決 算 額
1. 事 務 所 費	18,163,092 円
2. 維 持 管 理 費	99,702,367 円
3. 償 還 金	3,692,930 円
4. 負 担 金	11,689,230 円
5. 財 産 費	125,821,398 円
6. 諸 費	4,647,023 円
7. 予 備 費	0 円
8. 繰 越 金	0 円
合 計	263,716,040 円

【差引額】

3,591,720 円を平成 28 年度へ繰越しました

平成 29 年度 一般会計収支予算の報告

平成 29 年 3 月 11 日（土）
第 67 回通常総代会が開催され、可決されました。

収 入	決 算 額
1. 組 合 費	49,476,000 円
2. 借 入 金	14,400,000 円
3. 補 助 金	16,534,000 円
4. 交 付 金	1,260,000 円
5. 雑 収 入	524,000 円
6. 財 産 収 入	1,000 円
7. 繰 入 金	2,063,000 円
8. 繰 越 金	2,321,000 円
合 計	86,579,000 円

支 出	決 算 額
1. 事 務 所 費	18,284,000 円
2. 維 持 管 理 費	34,227,000 円
3. 償 還 金	3,316,000 円
4. 負 担 金	19,520,000 円
5. 財 産 費	5,073,000 円
6. 諸 費	5,159,000 円
7. 予 備 費	1,000,000 円
8. 繰 越 金	0 円
合 計	86,579,000 円

**平成 29 年度
連絡調整員の紹介 (敬称略)**

組合員の皆様には、連絡調整員様より、配布物の送付やご連絡をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

安曇川町				新旭町			
下古賀	石 黒 太嘉史	北 出	石 島 一 明	新 庄	戸 島 康 男	今 市	栗 原 浩
上古賀	嶋 本 昌 知	三尾里	日 置 克 洋	川原市	谷 口 昌 史	平 井	八 田 常 治
長 尾	河 島 康 彦	西万木	平 尾 誠 司	井ノ口	谷 隆	田 井	饗 庭 庄 威
中 野	横 井 貴 志	五番領	中 村 峰 雄	安養寺	上 原 康 夫	森	庭 川 清 治
南古賀	北 村 都喜夫	馬 場	熊 谷 治 二	北 畑	安 藤 孝 雄	堀 川	川 島 平
南 市	前 川 幸 一	三重生	多 胡 賢	藁 園	八 田 吉 郎	山 形	堀 本 義 昭
下ノ城	山 嵯 竹 司	庄 堺	熊 谷 健 一	太 田	木 村 弥太郎	霜 降	山 川 豊 和
仁和寺	村 山 雅 和	上 寺	横 井 隆 夫	深 溝	上 原 直 治		
三 田	薬 師 川 聡	十八川	井 口 幸 太 郎	針 江	森 田 浩		
佐 賀	鈴 木 雅 彦	青 柳	柴 田 敬 三	五十川	中 村 義 之		
沖 田	勝 田 祐 史			辻 沢	足 立 功		

平成 28 年度 事業完了地区

◆土地改良施設維持管理適正化事業

①合同井堰排砂門塗装補修工事

安曇川町上古賀地先



【工事概要】

- ・鋼製ローラーゲート（幅）3m×（高）3m×3門の塗装補修
- ・開閉装置の給油配管部材および潤滑油の交換 3基

②青柳井幹線用水路改修工事

安曇川町常磐木地先



【工事概要】

- ・鉄筋コンクリート三面張水路（幅）1.2m×（高）0.7m 延長89m 改修

③田中井取入水門開閉装置改修工事

安曇川町南古賀地先



【工事概要】

- ・巻上機の改修 3基
- ・扉体の改修 1門

◆小規模土地改良事業

○長尾分水ゲート新設工事

安曇川町長尾地先



【工事概要】

- ・スルースゲート700mm×700mm 1基設置
- ・コルゲート管径700mm布設 延長2.5m

◆水管理について◆

★公平な配水を実施するため、

用水のかけ流しはやめましょう！！

- ・かけ流しは用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの水口の適切な管理をお願いいたします。

★刈った草やゴミなどを水路に落とさないでください！

- ・水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミなどは水路に流さず、各自で適切に処理していただきますよう、よろしく申し上げます。



平成 29 年度 実施予定事業

◆ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

安曇川町常磐木地先



【工事概要】

・鉄筋コンクリート三面張水路
（幅）1.8m × （高）0.57m 延長 17.3m 改修

◆小規模土地改良事業

安曇川町田中地先



【工事概要】

・深井戸用水中ポンプ 1箇所設置

かんがい用水路整備事業の補助金交付について

安曇川沿岸土地改良区では、地区内の受益者が加入している集落自治会・集落農事（農業）組合・農事改良組合を対象に、用水路の整備補修に係る事業費に対して補助金を交付しております。

【対象者】 安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体
《集落自治会・集落農事（農業）組合・農事改良組合》

【対象事業】 上記対象者が施工した1事業の事業費が20万円以上の事業

※ただし、多面的機能支払交付金等の補助事業で施工される事業は対象外となります。

【対象経費】 用排水路の整備補修に係る事業費

【補助率】 対象経費の30%以内

【限度額】 40万円以内

※ 補助金は予算の範囲内で補助事業者に対し補助するものとします。

※ 補助金の交付には、事前に書類の提出が必要です。

詳細は安曇川沿岸土地改良区までお問い合わせください。（電話：33 - 0009）

平成29年度 県営かんがい排水事業の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設整備型 安曇川左岸地区	県営左岸 幹線用水路改修	平成21年度 ～平成30年度	安曇川町 上古賀地先	796,000,000 (円)	110,000,000 (円)	11,000,000 (円)	用水路工 附帯工 用地補償 測量試験
基幹水利施設整備型 安曇川左岸2期地区	県営左岸 幹線用水路改修	平成26年度 ～平成31年度	安曇川町 上古賀・下古賀地先	660,000,000 (円)	115,000,000 (円)	11,500,000 (円)	用水路工 附帯工 用地補償 測量試験

こんなときは、届出が必要です。

組合員の資格等に変更があった場合

- ◇農地の移動（売買・賃貸借・交換等）
- ◇農業者年金等による経営移譲
- ◇生前贈与または組合員死亡による名義変更
- ◇住所変更

『組合員資格得喪通知書』（耕作権移転届）の提出が必要です。

◇現資格者・新資格者両名の署名と捺印が必要です。

◆届出がない場合、従前の方に賦課金がかかります。

◆提出期限：2月末日

・提出期限を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。

◆賦課基準日：4月1日

- ・基準日を過ぎると、その年度は耕作権の移動ができません。（住所・名義は、年度途中でも変更できます）
- ・基準日を過ぎて提出された分は、翌年度から変更となります。その際、当年度の賦課金は当事者間で精算をお願いします。

農地を転用したい場合

- ◇田を住宅等へ転用
- ◇公共事業用地（道路等）買収による転用（寄付による転用も対象となります）

『農地転用等の通知および意見書交付願』または、『地区除外申請書』の提出が必要です。

※農地転用等の通知および意見書交付願は、高島市農業委員会でお受け取りください。

◆農地転用（地区除外）の際は、面積に応じて決済金の納付が必要です。

◆公共用地買収の場合（寄付の場合も含む）も同様に決済金を納付していただく必要があります。

・農業委員会を通さずに改良区の受益から除外する場合、『地区除外申請書』の提出が必要になります。

※決済金については次ページをご覧ください。

振替口座の変更をしたい場合

- ◇新たに口座振替を契約したい
- ◇振替口座を変更したい

『預金口座振替依頼書』の提出が必要です。

※専用の用紙がございますので、必要な方は改良区までお問い合わせください。

《ご利用可能な金融機関》

- ◆本店（所）、支店（所）、出張所での取扱い
 - ・西びわこ農協 ・新旭町農協
 - ・滋賀銀行 ・関西アーバン銀行
 - ・滋賀県信用組合
- ◆県内外での取扱い
 - ・ゆうちょ銀行

◆用紙は、ご利用の金融機関へ直接提出をお願いします。

◆年度途中でも変更可能ですが、納付書発布の直前は変更が間に合わない可能性がございます。また、納付書発布後に提出される場合は、口座の変更は次回納付分からとなります。

◆振替契約中の口座を停止される場合、契約中の口座を使用していない場合は、改良区までご連絡をお願いします。

※資格の異動（名義変更）や農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員の皆様から改良区へ通知することが義務付けられています。変更がある時は必ず届出をお願いします。

◆転作による減額について◆

転作がある場合、後期（11月）にて事業賦課金※1を半額にさせていただいております。毎年、細目書のデータをもとに減額の処理を行っておりますので、細目書に申請がない場合は、減額の対象にはなりません。

◆後期に納付がある場合

→転作分を減額した金額で納付書が発布されます。※2

◆前期全納の場合

→減額分を還付させていただきます。

◆『調整水田』『養魚池』での申請について◆

『調整水田』『養魚池』は、転作であっても水を使用する為、事業賦課金半額免除の対象になりません。実際には水を使用していない場合であっても、『調整水田』『養魚池』での申請は全て水を使用するものであると判断しますので、ご注意ください。

※1 賦課金は『事業賦課金』と『経常賦課金』に分けられ、そのうちの『事業賦課金』が減額の対象となります。

※2 前期（4月）に発布する納入通知書には、減額前の金額が記載されております。減額の対象となる土地は、後期に発布される納入通知書の裏面に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

決済金について

◆農地転用（地区除外）の面積に応じ、決済金の納付が必要です◆

平成29年度 決済金単価 1㎡あたり 182円

◆決済金とは・・・

土地改良区受益地内の土地を除外する場合、土地改良法第24条の規定により「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とされており、この必要な決済が決済金にあたります。決済金の単価は毎年、土地改良施設の維持管理費・事業費などをもとに算出しており、年度によって面積あたりの単価が変動します。

◆決済金のしくみ・・・

土地改良施設の維持管理費や工事にかかる事業費などは、組合員の皆様に納めていただいている賦課金でまかなわれています。転用などで土地改良区の受益面積（田の面積）が減少すると、残された農地（組合員）で費用を負担することとなり、組合員一人ひとりに係る負担が大きくなってしまいます。そこで、農地を転用する際に決済金を納めていただくことにより、残された農地（組合員）への負担をなくし、公平を図っています。

◆決済金を納付すると・・・

改良区の地区から除外されるため、翌年度から賦課金 はかかりません。ただし、地区除外された年度の賦課金 につきましては納付していただく必要がありますので、 ご注意ください。

◆公共事業による転用について・・・

公共事業用地（道路等）に転用される場合にも決済金 の納付が必要です。また、寄付による転用の場合であっ ても同様に決済金を納付していただくなくてはなりません。 皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆青地農地の転用について◆

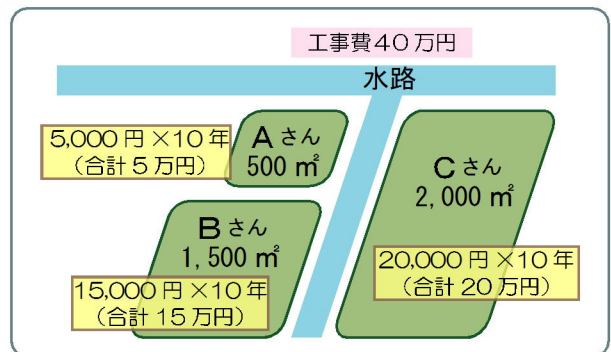
青地農地において、農業振興地域の整備に関する法律に 基づき「土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度か ら起算して8年経過した土地」でなければ転用できないこ ととなっております。

平成27年3月末日に安曇川沿岸地区の合同井堰水門工 事が完了しておりますので、安曇川沿岸土地改良区の受益 地内にある青地農地については、転用できない場合があります。青地農地の転用をお考えの方は、事前に改良区まで お問い合わせください。

◆決済金の例◆

【当初】

- Aさん、Bさん、Cさんが、それぞれ田を耕作しています。
- 水路の工事費に40万円かかりました。
- 工事費を全体の面積で割り、3名の負担額が決まりました。
- 1,000㎡あたり年間1万円を納付することにより、10年で支払が完了します。（賦課金）



【4年後】

- Aさんが田を畑に転用する事になり、田を作っていないので賦課金を払わないと言われました。
- これまでAさんは、5,000×4年分=2万円の賦課金を納付していますが、3万円の負担額が残っています。
- 残りの3万円をBさんとCさんが支払うことになると、残った耕作者の負担が増えて不公平になります。
- そこで、Aさんに残り3万円を決済金として精算してもらうことで、残った耕作者の負担にならないようにします。

◆各種用紙をご希望の方は改良区まで◆

『組合員資格得喪通知書』『地区除外申請書』の様式はホームページからでもダウンロードできます。

電話 0740 - 33 - 0009

ホームページ <http://www.adogawaengan.com>

改良区からのお知らせ

◆平成29年度賦課金について◆

《納入期日》

前期：平成29年 4月30日（日）

後期：平成29年11月30日（木）

※前期：4月末日・後期：11月末日を納入期日と定めています。

納入期日までの納付にご協力をお願いします。

◆督促手数料について◆

納入期日を経過しても納付いただけない場合、督促状を発布いたします。督促状が発布されますと、賦課金額に手数料として100円が加算されます。督促状発布前の金額でご入金があった場合は、後日手数料を徴収させていただきますので、ご注意ください。

【督促状は、納付書発布から2ヶ月経過すると発布しております】

◆賦課金の納付について◆

◆口座振替をご契約されている方◆（納入通知書のみを送付しています）

- ・納入期日が振替日（金融機関が定休日の場合は翌営業日）となります。振替日前には必ず残高の確認をお願いします。
- ・残高不足や口座停止などの理由で口座振替が出来なかった場合、後日納付書を送付いたしますので、各金融機関にてご入金いただくか、改良区窓口で直接納付をお願いします。
- ・口座振替による納付は通帳記帳によって領収証にかえさせていただきます。
- ・口座振替を停止・変更する場合は、改良区までご連絡をお願いします。

◆口座振替をご契約されていない方◆（納入通知書・領収書・納付書がついています）

- ・各金融機関よりご入金いただくか、改良区窓口にて直接納付をお願いします。
- ・お振込の場合、入金額の間違いにご注意ください。
- ・お振込の手間がかからない口座振替をおすすめしております。詳細は6ページをご覧ください。



◆職員人事について◆

平成29年7月1日就任

【事務局長】

早藤 武彦



この度、事務局長を担わせていただくこととなりました。

非才の身には、甚だ重く感じられる大任ではありますが、改良区の健全な運営や施設整備の推進に全力を尽くしてまいります。

今後とも、格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

前事務局長 松井 久之 は、平成29年6月30日をもって退任いたしました。

◆各種手続について◆（詳細は6ページをご覧ください）

変更がありましたら、次の用紙の提出が必要です。
届出がないと変更できませんので、忘れずに届出をお願いします。

◇耕作者の変更 ◇名義変更・住所変更	組合員資格得喪通知書
◇田を他の地目に変更 ◇公共事業用地買収による転用	農地転用等の通知および意見書交付願 または、地区除外申請書
◇口座振替の新規申込 ◇契約中の口座を変更	預金口座振替依頼書

- ・改良区までご連絡いただくと、必要な用紙を送付させていただきます。
- ・ホームページからダウンロードできる用紙もございますので、是非ご活用ください。
- ・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ

TEL 0740 - 33 - 0009

■届出用紙のダウンロード

【安曇川沿岸土地改良区ホームページ】

<http://www.adogawaengan.com>

- 発行所：安曇川沿岸土地改良区
- 発行人：理事長 川島 平
- 住所：〒520-1202 滋賀県高島市安曇川町下古賀 1543 番地 1
- 電話：0740 - 33 - 0009
- FAX：0740 - 33 - 0093
- ホームページ：<http://www.adogawaengan.com>
- Eメール：mail@adogawaengan.com